

## 令和5年5月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和5年5月30日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）  
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，松嶋康博，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員  
教育委員会事務局教育次長（伊川歩），教育委員会事務局参事（三浦洋子），参事兼教育総務課長（鈴木明），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（藤見忠），参事兼教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），参事兼地域協働課長（小野秀哉），参事兼文化振興課長（中川勝規），文化財課長（大窪隆仁），図書館長（中村仁美），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（久住孝大）
- 5 議事
  - （1）外部団体への個人情報提供に関する請願について（教育支援課）
  - （2）専決（令和5年度鈴鹿市教育費第3号補正予算案）の承認について（関係各課）
  - （3）専決（鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事請負契約）の承認について（教育政策課）
  - （4）鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について（教育指導課）
  - （5）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
  - （6）令和5年度 鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について（地域協働課）
  - （7）令和5年度 鈴鹿市社会教育委員の委嘱について（文化振興課）
  - （8）令和5年度 鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について（図書館）
- 6 報告事項
  - （1）令和5年度園児，児童，生徒数について（学校教育課・子ども育成課）
- 7 その他
  - （1）令和5年6月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 2名

---

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和5年5月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は，松嶋委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。請願第5号「外部団体への個人情報提供に関する請願について」をお諮りします。本案件につきましては，前回，4月定例会で事務局から内容

についての説明があった後、審議を行いました。継続審議となっております。本日は、引き続き、審議を行うことといたします。先立ちまして、事務局に補足説明を求めます。事務局、よろしくお願いします。

(教育支援課長) それでは私からは請願第5号外部団体への個人情報提供に関する請願について補足説明申し上げます。2ページをご覧ください。まず、本請願につきまして、継続審議となった理由を説明申し上げます。令和5年3月16日付けで、みえ教育ネットワーク教職員ユニオンから「外部団体への個人情報提供に関する請願書」が提出されました。請願の趣旨は、PTA等の学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて本人の書面での同意の徹底を求めるものでございました。4月の定例会において審議するためには、まず、市内小中学校の現状等を把握することが必要との御意見をいただき、継続審議となりました。市内小中学校の現状調査をいたしましたところ、通学班の地区委員の職務や、役員選挙等に必要となることから、PTAに対して名簿等の個人情報の提供を行っている学校は、小学校で53%の16校、中学校で50%の5校でございました。また、PTA以外の外部団体に対して名簿等の個人情報の提供を行っている学校は、小学校で10%の3校、中学校で10%の1校でございました。個人情報の提供を行うことについては、同意書の提出を求めたり、PTAの規則に記載したり、総会時や入学説明会時等に、口頭で説明したりするなど、様々な方法で対応しているとのことでございます。

「個人情報の保護に関する法律第69条(利用及び提供の制限)」並びに国の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」における「本人の同意は必ずしも書面によることを要しない。」に基づき、各小中学校では、個人情報の取扱いにつきましては、書面での同意のほか、様々な確認方法を用いて適切に運用されているところと見受けられます。今後も各小中学校での個人情報の取扱いにつきましては、慎重な対応に努めていくよう周知してまいりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

(教育長) ただ今の補足説明に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 適切に運用されているということなのですが、他市の状況について分かる範囲で教えていただきたい。

(教育支援課長) 四日市市、津市など近隣市町の教育委員会事務局に確認しましたところ、個人情報の取扱いについては、本市と同様に書面の同意だけではなく、口頭で実施している状況です。

(山中委員) 同意確認を取っているということですが、それが漏れているようなところはありませんか。調査段階では、なんらかの形での同意を得て、各学校が情報提供をしているということでしょうか。

(教育支援課長) 調査段階では、漏れているということはありませんでした。

(松嶋委員) 個人情報保護法第 69 条及び事務対応ガイドを基に説明をいただいておりますけれども、これはリーガルチェックを済ませたうえで、OK という理解でよろしいですか。

(教育支援課長) 法律をきちんと確認した上で申し上げております。

(教育長) 請願については、個人情報の提供にあたり、書面での同意を確認することが必要であるという請願内容でありますので、趣旨は理解ができますが、本請願につきましては、不採択にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(教育長) それでは、本請願については不採択といたします。

続きまして、議案第 2076 号専決「令和 5 年度 鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 5 年度鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決しましたので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは「令和 5 年度鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げるとともに、教育総務課所管分の項目について、説明いたします。その後、教育政策課、教育指導課、教育支援課、文化財課の順で所管分に係る説明を申し上げます。

まず、第 3 号補正予算案につきましては、6 月市議会定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 4 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容について政策経営部長査定、副市長査定を経て 5 月中旬に最終、市長査定を受けたものでございます。議案書の 2 ページを御覧ください。

まず、「1 教育費 補正額」でございますが、補正前の額は、84 億 1,734 万 8 千円でございます。今回の補正は 4,265 万 5 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は 84 億 6,000 万 3 千円となります。

次に、財源内訳でございますが、国・県支出金 1,976 万 9 千円、その他 498 万円、一般財源 1,790 万 6 千円でございます。補正予算案全体に関する説明は以上でございます。

次に、教育総務課所管分の項目について説明いたします。「2 教育費補正額内訳」を御覧ください。項 保健体育費 目 学校給食費 学校給食費管理費/食材調達費 2,849 万 4 千円でございます。こちらにつきましては、原油価格・物価高騰の影響を受けている学校給食を利用している子育て世帯への生活支援及び給食の質の確保を目的として、学校給食における食材費の物価高騰分の一部に国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することにより、受益者負担の増額を行わず、子育て世帯を支援するものでございます。教育総務課所管分についての説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課所管分につきまして、説明申し上げます。

2 ページの 2 教育費補正額内訳表の項 小学校費を御覧ください。教育推進費/スクールバス導入調査研究費として 405 万円を計上しております。この事業は、市内小中学校における児童生徒数の減少に伴う、今後の学校再編を見据え、スクールバスのあり方について調査・研究を行い、報告書を作成することを委託するものでございます。

報告書として求める内容は、スクールバス利用者と徒歩通学者の線引きの考え方、今後、必要となるスクールバスの規模別台数等の車両計画、スクールバス運行に係る各手法のメリット・デメリット、必要経費、今後対応すべき課題等を洗い出し、本市におけるスクールバスのあり方について整理するものでございます。専門的助言ができる事業者には調査研究を委託することで、全市的な考え方を整理でき、公平なルールに基づく運行計画を示すことが可能となり、通学の安全性に対する保護者や地域の不安解消に繋げることができると考えております。作成された報告書は、今後の学校再編に活用していくことを想定しております。

続きまして、項 中学校費 施設管理費/施設管理委託料として 250 万円を計上しておりますのは、千代崎中学校学校用地測量業務委託に係るものでございまして、内容は、改築予定の千代崎中学校の学校用地を整理するために、境界立会、測量、図面作成、分筆登記等を委託するものでございます。教育政策課からは以上でございます。

(参事兼教育指導課長) 次に、教育指導課所管分を説明いたします。項 教育総務費 目 教育振興費 学力向上支援事業費 152 万 9 千円でございます。これは読売新聞のワークシート活用費用でございます。上半期 15 回分、下半期 15 回分の小学校 5 年生、中学校 1, 2 年生の 5,096 人分を計上しております。なお、小学校 6 年生については無償提供していただくことになっております。本市の子供たちの学力には、読解力と記述力に課題があり、新聞教材を用いたワークシートにより、各校で継続的に取り組んでまいりました。今回、学力調査を意識した質の高い問題で構成されている読売新聞の「よむ YOMU ワークシート」の活用により、学力向上に資する効果的な取組と考えて進めております。説明は以上でございます。

(教育支援課長) 教育支援課所管分の説明をさせていただきます。項 教育総務費 目 教育振興費 不登校対策推進事業費 358 万 2 千円でございます。不登校傾向のある児童の心情や特性等に配慮し、周囲の目を気にすることなく入室できるなどの居場所作り

のため、令和4年度10月から小学校3校に設置しました校内適応教室「ほっとルーム」を7校増設し、不登校傾向にある児童への初期対応支援の充実を図りたいと考えております。予算の内訳といたしましては、7月から3月までのほっとルーム指導員7名の配置に係る経費、週6時間の報酬317万6千円及び交通費19万6千円、消耗品費21万円でございます。増設予定校は、旭が丘小、玉垣小、飯野小、明生小、若松小、白子小、一ノ宮小の7校でございます。7校の選定理由につきましては、令和4年度末の長欠、不登校の児童数と令和5年4月の学校アンケート調査の結果から、必要とする児童の人数、必要度、余裕教室の有無など総合的に勘案し、選定しております。教育支援課分の説明は以上でございます。

(文化財課長) それでは私からは、文化スポーツ部文化財課所管分について説明申し上げます。まず、項 社会教育費 目 文化財保護費 指定文化財修復費補助250万円につきましては、白子中町自治会が所有する勝速日神社祭礼用山車の胴幕等修復に対する補助金でございます。財源につきましては全額、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を受けて行うものです。文化スポーツ部文化財課所管に係る補正予算説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 小学校費のところでスクールバスの導入の調査・研究費用405万円について、先ほどの説明にて、スクールバスの運行計画作成のための調査及び報告書の提出にかかる費用であるとのことですが、報告書の提出までの期間について教えていただけますか。

(参事兼教育政策課長) 報告書の提出までの期間は今年度ということで考えております。今回の補正予算議案が承認されましたら発注し、来年3月末までの期間と考えております。

(松嶋委員) 業務委託先の役割は、調査報告書を作成した段階で完了という考え方でよろしいでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 報告書の作成完了までが、発注を予定しております業務委託の内容となっております。

(松嶋委員) 報告書作成が完了した段階で、スクールバスの運行計画も完成しているということでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 運行計画に関しましては、各地域の実情に合わせてということになりますので、その参考とするための全市的な視点で考えた報告書になりますので、報告書作成が完了した段階で、各地域の運行計画が作成されるということではござい

ません。

(松島委員) 業務委託先は、ヒアリング等により現地の状況を踏まえた報告書をまとめるということですが、委託先が現地の声を聞いていることもあるので、運行計画の完成に至るところまで、何か諮問することができるような関係性の継続について、契約段階で検討いただけると良いのではないかと思います。

(笠井委員) 学力向上支援事業費の読売新聞ワークシートについて、小学校6年生の方に無償提供していただけることは、とてもありがたいことだと思います。それは、例年なのか、今年度、御配慮による特別なものなのかについて、教えていただいてよろしいでしょうか。

(参事兼教育指導課長) 読売新聞のワークシートについては、今年度、初めての取組ということから、読売新聞との交渉のなかで、小学校5年生から中学校2年生までの間で、一番人数が多い学年を無償提供していただくことになりました。

(下古谷委員) 不登校対策について、校内適応教室「ほっとルーム」が7校増えるということで、全体で10校となり非常に良いと感じております。今後も、前向きに進めていただきたいと思います。

(教育支援課長) 教育委員会といたしましては、さらに増やすということではなく、全体を10校とした上で、必要なところに設置していく方向で考えております。

(山中委員) 読売新聞のワークシートは、どの教科で使用されるのでしょうか。これまでも中日新聞で同じようにワークシート教材を使って実施していたと思うのですが、そのあたりの経緯について教えてください。

(参事兼教育指導課長) 中日新聞の同様のワークシートについて、昨年度、無料版を実施しておりましたが、読売新聞は、振り仮名があること、扱う記事の内容が、自転車のヘルメット着用についてなど、新しく社会に身近な内容を取り上げていること、解説が詳細であること、文部科学省の学力調査官を経験した者が監修に入っているため、学力調査を意識した問題が作成されていることを加味し、市内小学校5年生から中学校2年生までの全員に週1回提供されることで、定期的に取り組むことができることから、国語教材としての導入を決定いたしました。なお、中日新聞の無料版ワークシートについては、小学校3、4年生の児童に、引き続き活用しております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2076号専決「令和5年度鈴鹿市教育費第3号補正予算案の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2076 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) 次に、議案第 2077 号専決「鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事請負契約の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事請負契約の締結について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、議案第 2077 号 鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事につきまして説明申し上げます。3 ページを御覧ください。鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事の請負契約につきましては、契約金額 1 億 7,490 万円で、株式会社 鈴鹿と工事請負契約を締結しようとするものでございます。工事請負契約につきましては、議決の日から令和 6 年 1 月 17 日までを工事期間としております。資料 4 ページの配置図を御覧ください。図の斜線部分が解体する建物でございます。解体建物の概要でございますが、⑭管理普通教室棟は鉄筋コンクリート造 3 階建て、延べ床面積 995 平方メートルで、その他に校舎棟 4 棟、プール等を解体するものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 資料中にある浄化槽は解体するのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 浄化槽につきましては、現在使用しておりませんので、砂などが入った状態なのですが、解体の折に掘り起こして撤去することになります。

(下古谷委員) そうすると、現在の新校舎は下水道へ繋がっているということでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 御意見のとおりでございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2077 号 専決「鈴鹿市立大木中学校旧校舎棟外解体工事請負契約の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2077 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2078 号「鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育指導課長) 私からは議案第 2078 号鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正につきまして説明いたします。6 ページを御覧ください。

これまで教職員の献身的な努力のもと実施されてきた学校部活動は、昨今の少子化の影響を受け、生徒数の減少に伴い、部員不足を事由に大会等に出場できなくなることや、学級規模の縮小により教員数が減少し、顧問数が制限されるなど、運営に支障が生じることが見込まれます。こうしたことから国は生徒の望ましい部活動環境を確保するため、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期と位置づけて、休日の学校部活動の地域連携及び移行を段階的に進めるとしています。本市でもこうした状況を踏まえ、学校部活動のあり方について検討するとともに、持続可能な活動環境を整備する必要がある、部活動の円滑な地域移行に資するよう、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会を開催し、広く意見をいただき、本市にとって最も適切な方策等を協議してまいります。令和 5 年度は、この協議会を年 3 回開催することを予定しており、有識者や NPO 法人、学校関係の代表者、保護者の代表者などの委員で構成してまいります。なお、協議会で出された意見を基に、部活動地域移行に係る仕組み作りや運営方法等、円滑に地域移行ができるよう努めてまいります。説明は以上でございます。お諮りいただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 構成員数が 12 人以内というのは、会議に参加されるであろう方の人数を、あらかじめ予測した上で設定されているのですか。

(参事兼教育指導課長) 委員の御意見のとおりでございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2078 号「鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2078 号を原案のとおり承認いたします。  
次に、議案第 2079 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは、議案第 2079 号学校運営協議会委員の任命につきまして説明申し上げます。9 ページを御覧ください。4 月 25 日の 4 月教育委員会定例会にて、414 名の学校運営協議会委員の任命をいただいたところですが、庄野小学校から委員の変更、神戸中学校から増員の申請がございました。庄野小学校の変更理由としましては、一身上の都合により、委員の 1 人が辞任されたことによるものでございます。神戸中学校の増員理由としましては、昨年度から定員に満たない状況が続いておりましたが、委員を受けていただく方を推薦することができたことによるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2079 号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2079 号を原案のとおり承認いたします。  
次に、議案第 2080 号「令和 5 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき、鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは議案第 2080 号令和 5 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員

の委嘱について説明申し上げます。11 ページを御覧ください。令和 5 年度鈴鹿市公民館運営審議会の委員名簿案でございます。公民館運営審議会委員は、社会教育法に基づき、鈴鹿市立公民館条例で定めている委員でございます。委員の基準につきましては、学校教育もしくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、また、学識経験のある者であることとしております。また、委員の委嘱につきましては、教育委員会が委嘱をすることとなっております。任期は条例で 1 年と定めており、今回委嘱する委員の任期は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まででございます。委員として選考させていただいた方は、まず、学校教育関係者といたしまして御覧の 3 名でございます。いずれの方も幼小中の校園長会におきまして、御推薦いただいております。

次に、社会教育関係者でございます。御覧の 4 名でございます。こちらの 4 名につきましては、次の議案でお願いする社会教育委員についても委嘱しようとする方々でございます。社会教育委員委嘱の基準につきましては、公民館運営審議会委員の基準と同じであることから、こちらの 4 名を委嘱しようとするものでございます。

最後に、社会教育委員では、学識経験者として現役の公民館長を委員に選任しようとしておりますが、公民館運営審議会委員につきましては、現役の公民館長ではなく、元鈴鹿市立一ノ宮公民館長の井上哲雄様を充てることとし、御覧の 8 名の方々を選考させていただきました。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2080 号「令和 5 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2080 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2081 号「令和 5 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第 15 条第 2 項の規定に基づき鈴鹿市社会教育委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼文化振興課長) 私からは、議案第 2081 号令和 5 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱につきまして説明申し上げます。13 ページを御覧ください。御覧いただいているのは、

令和 5 年度鈴鹿市社会教育委員名簿案でございます。社会教育委員は、社会教育法及び鈴鹿市社会教育委員条例に定められた委員でございます。学校教育もしくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者または学識経験のある者の中から市教育委員会が委嘱することとなっております。任期につきましては、条例の定めるところにより、1 年でございます。令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まででございます。まず、学校教育関係者といたしまして、鈴鹿市立稲生幼稚園長の實義法子様、鈴鹿市立深伊沢小学校長の松岡智香様、鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校長の羽山哉美様でございます。この 3 名は、幼小中の校園長会において御推薦いただいた方々でございます。

次に社会教育関係者でございます。鈴鹿市青少年育成市民会議会長の森川克美様、鈴鹿市 PTA 連合会顧問の東 春香様、鈴鹿市立長太公民館長の坂公子様、鈴鹿市生活学校会長の樋口よしゑ様、鈴鹿市立図書館協議会委員の林佳代子様の 5 名でございます。以上 8 名の方を選考させていただきました。私からは以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2081 号「令和 5 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2081 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2082 号「令和 5 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、図書館法第 15 条の規定に基づき、鈴鹿市立図書館協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(図書館長) それでは、私からは議案第 2082 号令和 5 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命につきまして説明申し上げます。15 ページを御覧ください。鈴鹿市立図書館協議会委員は、図書館法第 15 条に基づき、教育委員会が任命することとされており、その任命基準におきましては、鈴鹿市立図書館条例第 13 条第 2 項において、学校教育もしくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、または学識経験のある者であることと定めております。それでは名簿順に、学識経験者から衣斐 弘行様、家庭教育活動関係者から「こどもサポート鈴鹿」の推薦を受けて、林 佳代子様、社会

教育関係者から鈴鹿市青少年育成市民会議事務局長の後藤 敏博様，鈴鹿市 PTA 連合会総務部副部長の原 祐美様，鈴鹿市立長太公民館長の坂 公子様，図書館ボランティアを代表しておはなし会「アリス」代表の木村 由美子様，音訳グループ「鈴の音」代表の矢田 正春様，学校教育関係者から鈴鹿工業高等専門学校図書館長の伊藤 明様，三重県学校図書館協議会鈴鹿支部長で愛宕小学校長の浅井 和代様，鈴鹿市学校図書館巡回指導業務担当の阿原 康子様 の 10 名でございます。委員の任期は条例の定めるところ 1 年となっております。令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まででございます。なお，原様，坂様以外の 8 名の方につきましては，昨年度から引き続き委員をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問，御意見がございましたら，お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは，御意見もないようですので，お諮りします。議案第 2082 号「令和 5 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので，議案第 2082 号を原案のとおり承認いたします。続きまして，報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 5 年度園児，児童，生徒数について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは，私からは報告事項「令和 5 年度の園児，児童，生徒数」につきまして説明申し上げます。1 ページは，今年度の園児数，学級数です。比較のため 2 ページに，昨年度の園児数，学級数を御用意させていただきました。1 ページを御覧ください。まず，園の数ですが，昨年度は 8 園でしたが，今年度は，白子幼稚園，加佐登幼稚園，栄幼稚園が休園中のため 6 園となります。今年度の園児数と学級数につきまして，3 歳児は 40 人で 2 学級，4 歳児は 76 人で 5 学級，5 歳児は 100 人で 6 学級，全体では 216 人で 13 学級となっており，昨年度と比べますと，園児数は 11 人の減，学級数は 2 学級の減となりました。なお，各学校における複式学級はございません。続きましては，3 ページ及び 4 ページは小学校の児童数，学級数です。4 ページを御覧ください。市内の総計は，最下段の右端 2 列で 9,912 人，471 学級となっております。6 ページ及び 7 ページは昨年度のものでございます。昨年度より児童数が 253 人減，3 学級の増となっております。5 ページを御覧ください。中学校の生徒数，学級数について，市内の総計は最下段の右端 2 列で 5,159 人，194 学級となっております。8 ページは，昨年度のものでございます。昨年度より生徒数が 29 人減，学級数は 5 学級の増となっております。なお，小学校，中学校を合わせて児童・生徒数，学級数は 1 万 5,071 人，665 学級で，児童・生徒数は昨年度より 282 人の減，学級数は 8 学級の増となっております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 少子化に伴い児童・生徒数が減少していると思うのですが、今後の減少傾向の予測について教えてください。

(学校教育課長) 1年ごとの予測がなかなか困難ですので、10年あたりの住民基本台帳を基にして生徒数の推移を算出しているところでございますと、10年後の児童・生徒数について、小学校が約8千人、中学校では約4千人というところで推移を見守っているところでございます。

(教育長) 御意見もないようですので、その他事項に移ります。

(教育長) 「令和5年6月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和5年6月教育委員会定例会でございますが、令和5年6月20日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和5年6月教育委員会定例会を令和5年6月20日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和5年5月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

5月教育委員会定例会終了 午後2時49分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長      廣田   隆延

委   員      松   嵩   康博